

復興整備計画

利府町・宮城県

平成25年1月28日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）		
利府町の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）		
① 町民の「生命」を守るとともに、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりの推進を図る。 ② 被災者の生活再建にかかる負担軽減を図るため、災害公営住宅の整備を基本とした住宅再建の支援を行う。 ③ 津波被害を受けた漁業の再生とともに、震災被害を受けた農業用施設の早期復旧を行い農業の発展を目指す。		
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）		
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向		
① 現位置でのまちづくりを基本としつつ、被災世帯の居住の場として災害公営住宅を整備する。 ② 今回の震災を踏まえた避難道路等の整備を図るとともに、漁港の地盤沈下対策や浸水対策を実施する。 ③ 優良農地が保全されている地域については、農業用施設の早期復旧を実施し、これまでと同様に農業振興を図る。		
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）		
① 鉄道駅等の公共交通機関を中心としたコンパクトな土地利用の観点及び災害公営住宅入居希望世帯の年齢構成などから、既存住宅団地に隣接しているA地区に災害公営住宅を整備する。 ② 地盤沈下が起きている浜田・須賀漁港は、防潮施設を整備し、護岸強化や漁港施設用地の嵩上げ等により漁港機能の回復を図る。 ③ 津波被害の危険性が高い浜田・須賀地区は、避難場所や避難路等の整備のほか、内水排除対策等を実施し、居住環境の再整備を行う。		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		

(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（加瀬地区） 事業主体：利府町 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度から平成27年度		

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

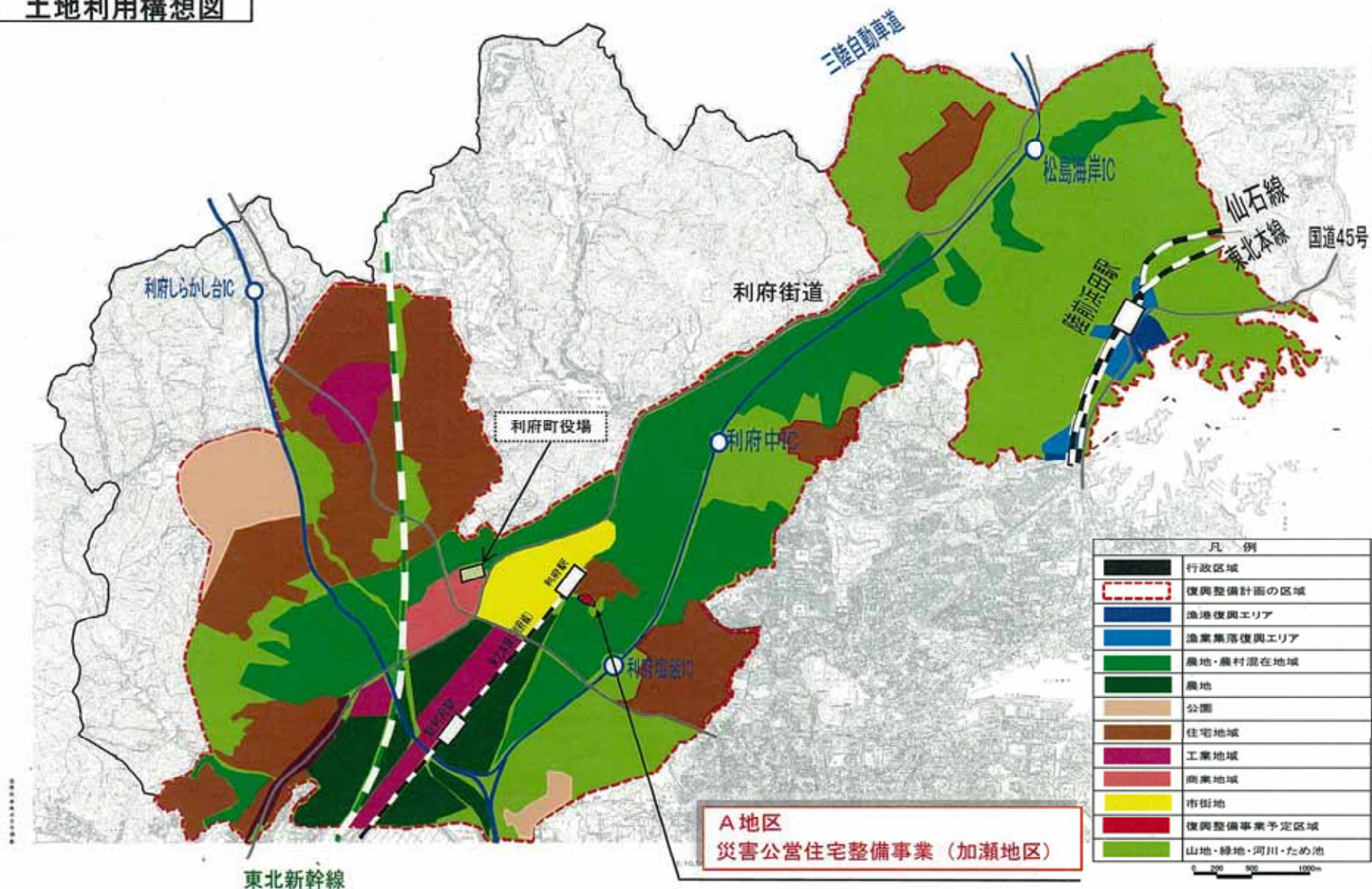
整理 番号	事業区分	図 面 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	該当なし						
2							
3							

- （注）1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	A地区		○			○						
2													

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

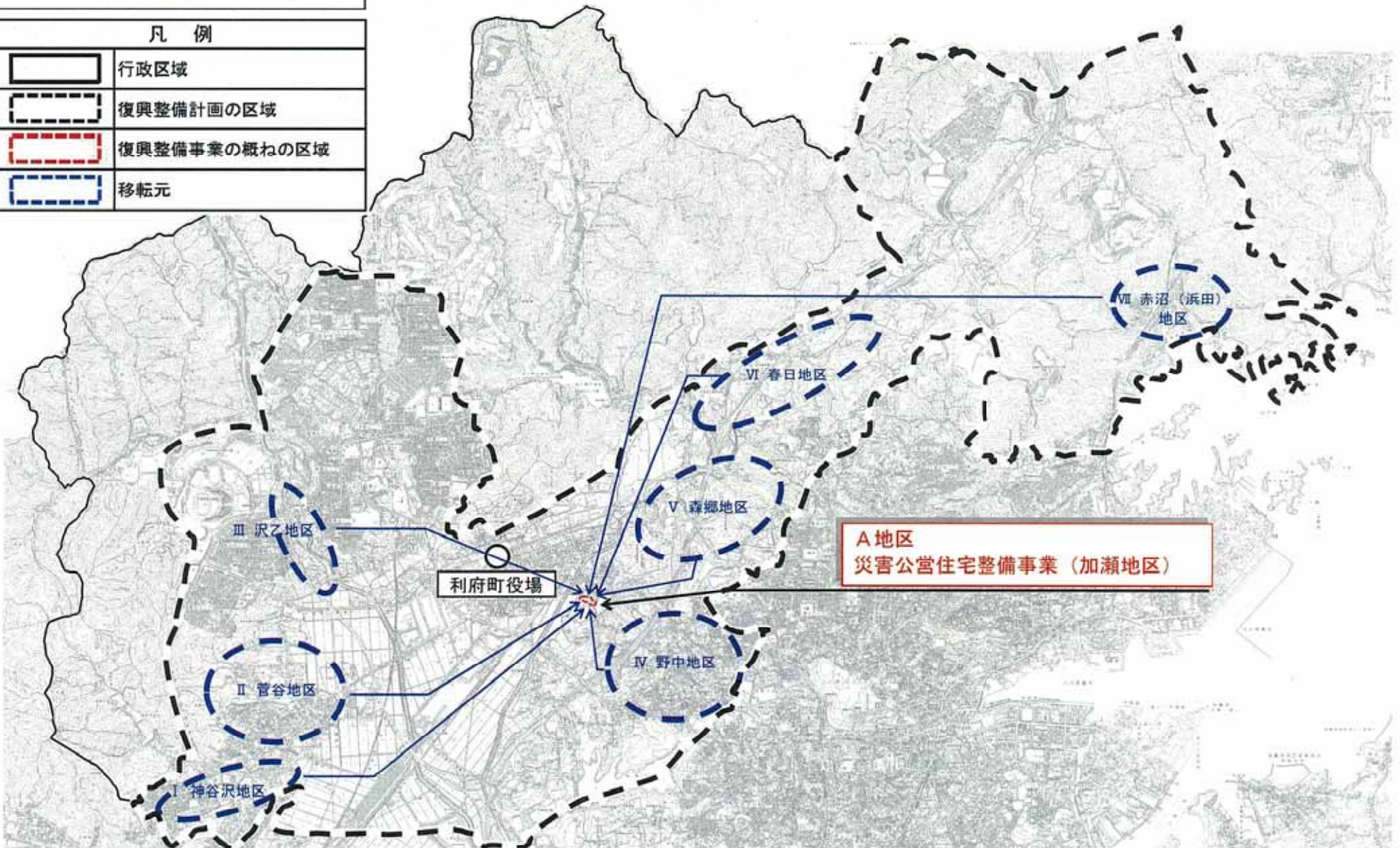
土地利用構想図



利府町復興整備事業総括図

凡 例

	行政区域
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域
	移転元



様式第 8 法第 49 条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
・当町においては、幸いにも津波による農地被害はなかったが、30か所の農業用施設が震災被害を受け、農業用施設災害復旧事業により、用排水路等の改修を実施し、早期の復旧を図る。 ・本町の農業地域は、仙台市、塩釜市と隣接した都市近郊型農業地域であり、震災前と同様に都市化が進行している地域は宅地化を促し、優良農地の多い地域のうち丘陵部地域は果樹（日本梨）の生産拡大、平坦地は良質米産地としての安定生産の維持や販路の拡大を目標として、関係機関と調整を図りつつ事業展開を図る。
② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）
・水稻については、地域担い手、転作組合等の法人化を図り、農地流動化や農作業受委託を通じた経営規模の拡大による良質米産地としての安定生産の維持を図る。 ・特産品である梨については、休耕田や遊休農地を活用した生産拡大と新品種導入、環境保全型農業への取組等の生産基盤の確立を目指す。また、現在個人販売体制を、農協・商工・観光団体と連携することにより、販路の拡大や新商品の開発による新たな需要の掘り起こしを図る。 ・三陸自動車道春日パーキングエリア内直売所等の消費者との接近した場での新鮮・安全・安心な農産物の提供を図る。そのほか、地域条件を活かし、観光農園、市民農園の整備を推進する。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
・住宅地への農地転用は、安全で安心な居住空間の確保のための必要最小限とする。 ・先進的農業者や高能率生産組織を主たる担い手として位置づけ、農地の流動化、作業受委託による農地の集団化を推進し、優良農地の確保を図る。 ・関係機関と連携し、地域の人・農地の問題を集落ごとに話し合いを重ね「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を推進し、持続可能な農業の実現を図る。
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
・被災農業用施設の復旧を早期に実現し、優良農地については引き続き農地として利用する。 ・作業受委託や農地流動化による規模拡大の推進、団地化による作業の効率化を推進する。 ・少量多品目生産や生産性の高い施設野菜の導入など集積性の高い農業生産の実現に向けた農地利用を図る。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A地区	加瀬地区	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	0.55ha	0.49ha	0.55ha	—	利府町	H24～ H25年度	82人 （25戸）	市街化 調整区域	移転元：市街化調整区域 11人（3世帯） 市街化区域 71人（22世帯） 移転元面積：0.6ha
計				0.55ha	0.49ha	0.55ha	—			82人 （25戸）		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- （注）（1）本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- （2）「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- （3）「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最

大でも同程度となるよう調整することに留意すること。

- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：加瀬地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	県営ため 池等整備 事業	柚の木 地区	宮城県	7.7ha	H7～ H10	0.55ha	完了	補助	今次災害により、住宅を失った被災者のうち経済的に自立再建が困難な被災者に対して、迅速な整備により低廉な家賃の災害公営住宅を供給し、被災者の安全・安心な暮らしの確保を図る必要がある。 既存市街地に隣接したコンパクトな土地利用や入居希望者の意向により、利府駅周辺部を建設予定地として計画し、市街化区域内で検討したが、必要面積の確保が困難であり、迅速な整備を行うためには、当該受益地以外に代替える土地がない。 この整備により、受益地から地区除外となることについて、利府町地域整備課と平成24年11月に調整済みである。 また、農業用排水路については、機能維持を図ることで利府町地域整備課と平成24年11月に調整済みである。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・ 開発地からの污水排水については、開発地沿線の県道吉岡塩釜線に埋設されている利府町公共下水道へ放流し、中南部浄化センターにて処理する計画としており、周辺農地の営農に影響は生じない。 ・ 雨水排水については、1号排水路（開渠）を整備し、開発区域外の排水路を経由して二級河川勿来川に放流する計画としている。 ・ 開発の支障となる用水路については、必要な容量を確保した付け替え工事による水路整備を実施し、機能維持を図ることとしている。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

様式第 13 法第49条第 4 項第 4 号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第 5 条第 1 項の許可に関する事項

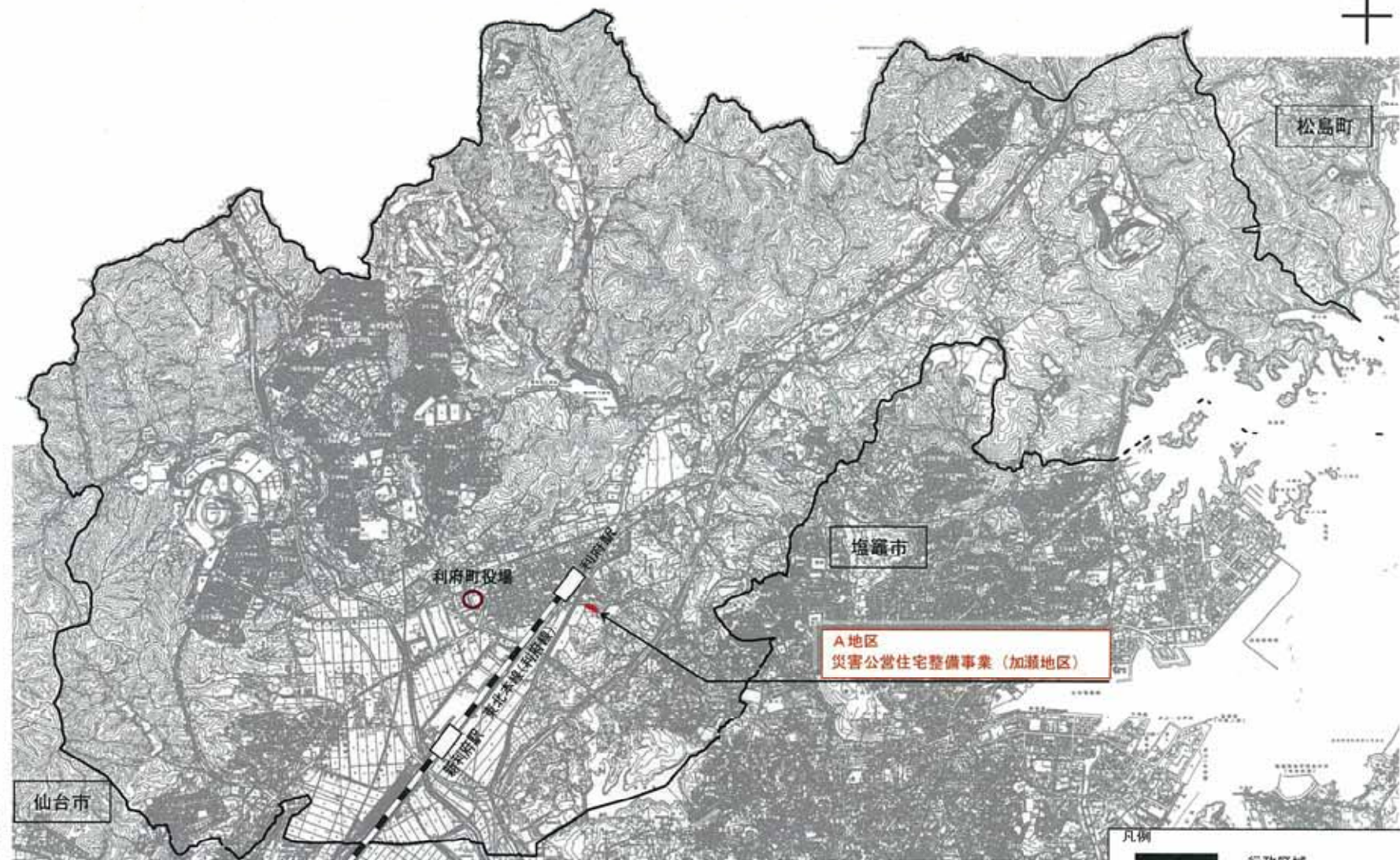
図面記号	事業名	地区名	事業主体							
A地区	その他施設の整備に関する事業	加瀬地区	利府町							
土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分				
			登記簿	現 況		農振法	都 市 計画法			
			別紙 1 のとおり							
	計	4,930㎡（田 4,457㎡ 畑 473㎡）								
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	1 土砂の流出その他の被害防除 土砂流出防止措置として、法面を安定勾配とすることとし、また、法面を設置しない箇所は擁壁を配置する。開発地からの汚水の排水については、開発地北側の県道吉岡塩釜線に埋設されている利府町公共下水道へ放流し、中南部浄化センターにて処理する計画としている。また、雨水排水については、適切な排水施設を整備し、開発区域外の排水路を経由して二級河川勿来川に放流する計画としている。 2 農道及び農業用排水路の機能確保 開発事業により支障となる用水路は、必要な容量を確保した代替施設を整備することで周辺農地での営農に支障は生じない計画としている。 3 関係機関協議 上記 2 点については、利府町農業委員会及び利府町地域整備課と平成24年11月に調整済みである。									

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
宮城郡利府町加瀬字新柚の木	23	田	田	2,294	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町加瀬字新柚の木	26	田	田	535	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町加瀬字新柚の木	27	田	田	558	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町加瀬字新柚の木	28 番 1	田	田	42	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町加瀬字新柚の木	29 番 2	田	田	109	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町加瀬字新柚の木	28 番 2	田	田	109	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町加瀬字新柚の木	29 番 1	田	田	810	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町森郷字柚ノ木	23 番 3	畑	畑	19	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町森郷字柚ノ木	25 番 1	畑	畑	53	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町森郷字柚ノ木	26 番 3	畑	畑	174	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町森郷字柚ノ木	42	雑種地	畑	205	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
宮城郡利府町森郷字柚ノ木	24 番 1	畑	畑	22	農業振興地域 農用地区域外	市街化 調整区域
計 12筆 4,930㎡ (田 4,457㎡ 畑 473㎡)						

利府町 復興整備計画 様式13 添付 土地位置図

縮尺 1:10000



凡例



行政区域

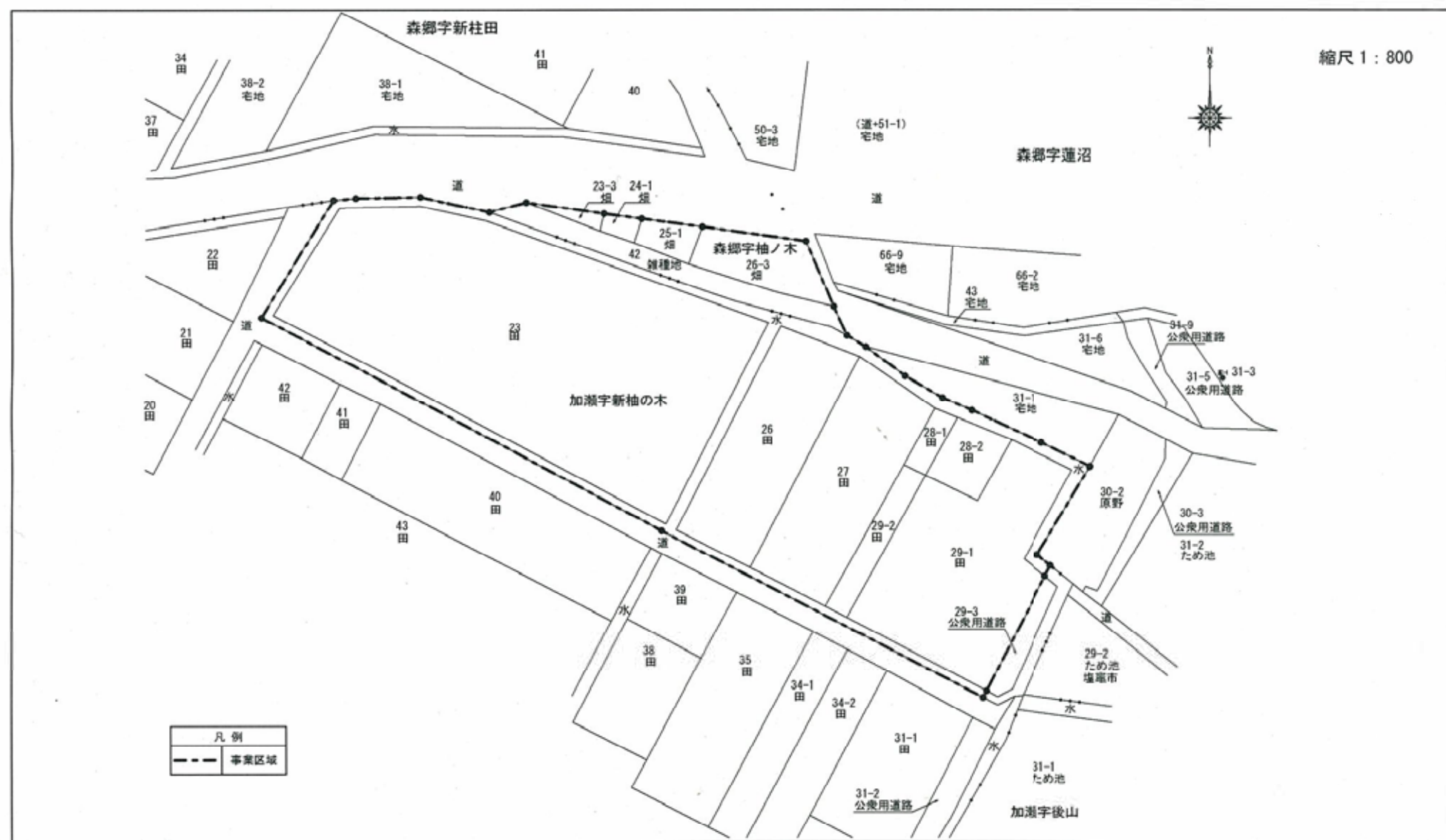


復興整備事業の概ねの区域



JR

土地位置図



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城郡利府町利府字新並松4番地 氏名 利府町長 鈴木 勝雄 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡利府町加瀬字新柚の木23番 他11筆
	2 開発区域の面積	5,500.00平方メートル
	3 予定建築物等の用途	災害公営住宅・管理棟
	4 工事施行者住所氏名	未 定
	5 工事着手予定年月日	平成25年 4月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成26年 3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合には、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

別 紙

開発区域に含まれる地域の名称

宮城郡利府町加瀬字新柚の木23、26、27、28番1、28番2、29番1、29番2、森郷字柚ノ木23番3、24番1、25番1、26番3、42、新柚の木23番地先水

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書 （ そ の 1 ）

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	宮城郡利府町加瀬字新柚の木23番 他11筆							
設 計 の 方 針	災害公営住宅用地の整備を目的とする。 雨水排水は、宮城県の開発許可の基準に持たれて設計するとともに、周辺の農地への用排水計画を考慮したものとする。 造成計画は、耕作土等の表土剥ぎ取りや地盤改良（現況地盤1.5mを含む非液化化層3.0mの構築）を行うとともに現況より約1.5m程度の盛土を行う。盛土材は近隣から約5,000m ³ の購入土により造成を行う予定である。							
地 域 地 区 等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	㊦ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域	用 途 地 域 等		—			
宅地造成工事 規制区域	内 ㊦		そ の 他		—			
工 区 区 分	工 区	第1工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	加瀬字新柚の木23 番 他11筆	-	-	-			
	面 積	m ² 5,500.00	m ²	m ²	m ²	m ²		
開 発 区 域 の 土 地 の 現 状	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	そ の 他	計	
	面 積	m ² -	m ² 4,725.00	m ² -	m ² 570.00	m ² 205.00	m ² 5,500.00	
	割 合	% -	% 85.91	% -	% 10.36	% 3.73	% 100	
	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	そ の 他	計		
	面 積	m ² -	m ² 4,930.00	m ² -	m ² 570.00	m ² 5,500.00		
	割 合	% -	% 89.64	% -	% 10.36	% 100		
土 地 利 用 計 画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地		そ の 他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	そ の 他	
	面 積	m ² 3,219.81	m ² 792.00	m ² -	m ² 105.82	m ² 200.00	m ² 201.10	m ² 981.27
割 合	% 58.54	% 14.40	% -	% 1.93	% 3.64	% 3.65	% 17.84	% 100
区 画 設 定 計 画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	区画 住 宅 11	m ² 613.00		m ² 227.00		m ² 292.71		
	区画 管理棟 1	m ² 792.00		m ² 792.00		m ² 792.00		
上 水 道 施 設	㊦ 公 営 水 道 ㊦ 簡 易 水 道 ハ 専 用 水 道 ニ そ の 他	消 防 水 利 施 設 ㊦ 消 火 栓 ㊦ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
				25戸	—	25戸		
				計画人口	88 人	人口密度	160 人/ha	

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書（その 2）

公共施設の整備計画

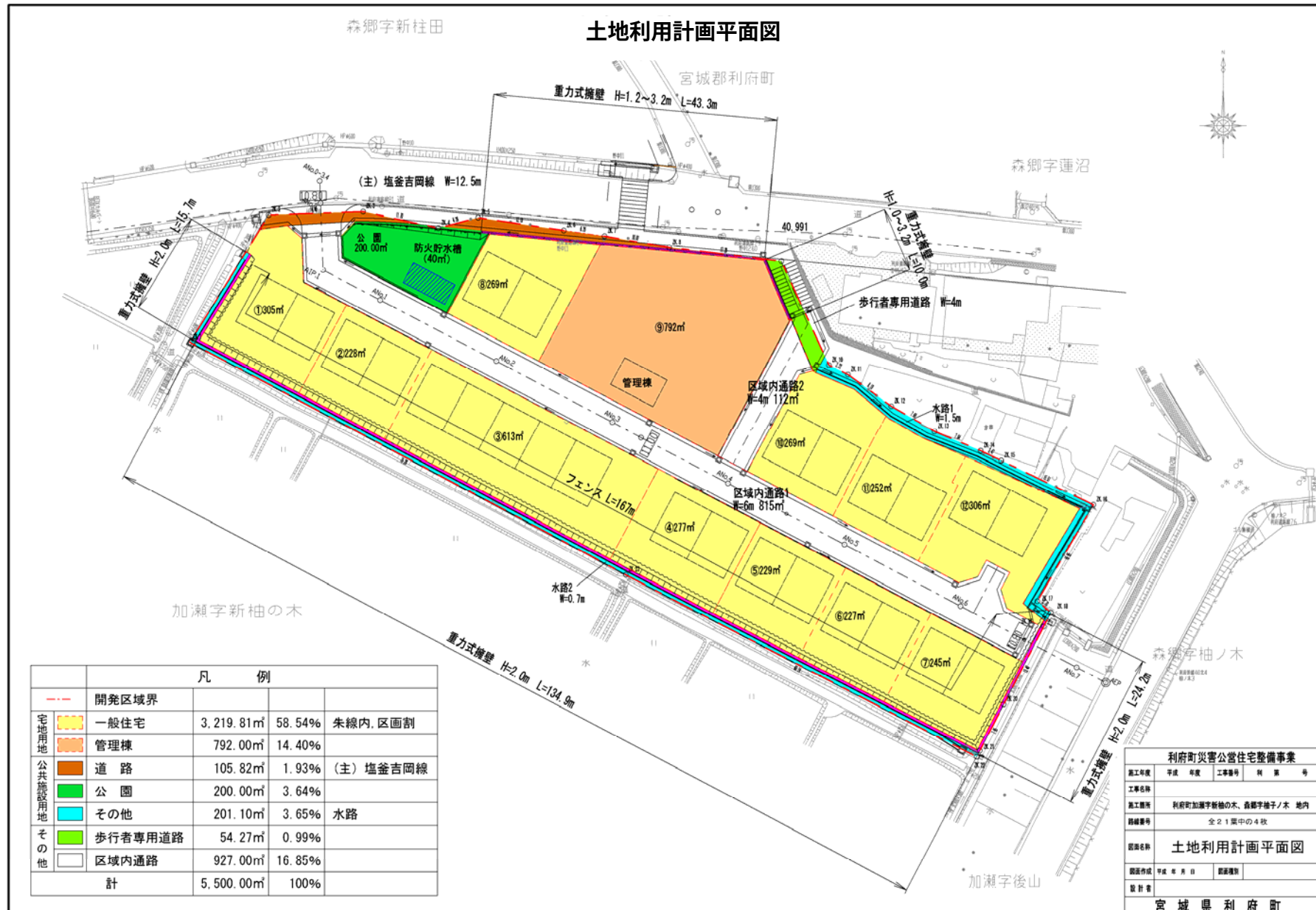
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅員(m)	延長(m)	面積(m ²)			
道 路 ((主)塩釜吉岡線)		12.5	81.7	105.82	宮城県	宮城県	申請者
公 園		-	-	200.00	利府町	利府町	申請者
その他（水路1）		1.5	68.7	107.84	利府町	利府町	申請者
その他（水路2）		0.7	155.0	93.26	利府町	利府町	申請者
公共下水道		-	4.0	-	利府町	利府町	申請者
上水道		-	150.3	-	利府町	利府町	申請者
消防水利（防火貯水槽40m ³ ）		-	-	-	利府町	利府町	申請者
計				506.92			

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積 (m ²)	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
歩行者専用道路	54.27	利府町	W=4m、L=18.0m

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



利府町災害公営住宅整備事業				
施工年度	平成	年度	工事番号	利 案 号
工事名称	利府町加瀬字新柚の木、森郷字柚ノ木 地内			
路線番号	全 21 箇中の 4 枚			
図面名称	土地利用計画平面図			
図面作成	平成	年	月	日
設計者	宮 城 県 利 府 町			